

会 議 録

会 議 名	平成27年度第1回東松山市いじめ問題対策連絡協議会					
開 催 日 時	平成27年7月10日（金）		開 会	15時00分		
			閉 会	16時30分		
開 催 場 所	東松山市総合会館 3階 第2会議室					
会 議 次 第	1 開会 2 委嘱状交付 3 あいさつ 4 自己紹介 5 協議 （1）会長職務代理の選出等について （2）本市のいじめの現状及びいじめ防止等の取組状況について （3）いじめ問題等に係る各関係機関の取組状況について （4）その他 6 その他 7 閉会					
公開・非公開の別	公開		傍 聴 者 数		3人	
委員出欠状況	会 長	江口 勝浩	出席	委 員	大谷 一義	欠席
	委 員	鈴木 仁美	出席	委 員	溝上 毅彦	出席
	委 員	新 阿弥	出席	委 員	金子 ヨリ子	出席
	委 員	松井 明彦	出席	委 員	持田 奈穂子（代理）	出席
	委 員	神長 幸男	出席	委 員	新井 義信	欠席
	委 員	岡村 利之	出席	委 員	吉澤 由香	出席
	委 員	宮林 薫	出席			
事 務 局	教育長 中村 幸一			教育部長 澤田 喜雄		
	教育部次長 関根 廣紀			学校教育課長 塩原 憲孝		
	学校教育課副主幹 木村 博幸			学校教育課副主幹 山内 哲也		
	学校教育課主任 小見 慶治					

次第	顛末
1 開会	<p>事務局より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日の会議は、委員総数の過半数が出席しており、東松山市いじめ問題対策連絡協議会等条例に規定される会議の開催要件を満たしている。 ・東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱の規定により、会議の公開については、傍聴席を設け、希望者に傍聴を認めることにより行う。 <p>なお、本日の傍聴希望者は3名である。</p>
2 委嘱状交付	中村教育長より新たに委嘱される委員へ交付
3 あいさつ	<p>中村教育長よりあいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨今、いじめを苦しめた子供が自ら命を絶つという痛ましい事件が報道されている。市及び各学校では、いじめの防止等のための基本方針を定め、いじめの未然防止や早期発見・対応に努めているが、いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るという認識の下、関係者が一体となって取り組むことが必要である。この会議を通じ、各関係団体・機関が情報を共有し、連携を深めることで、いじめのない学校を作っていきたい。
4 自己紹介	各委員及び事務局が順次自己紹介
<p>5 協議</p> <p>(1) 会長職務代理の選出等について</p> <p>(2) 本市のいじめの現状及びいじめ防止等の取組状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の職務を代理する委員として、新井義信委員を指名。 ・今回の会議に係る会議録の確認を行う委員として、溝上毅彦委員及び新阿弥委員を指名。 <p>(事務局より資料の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度のいじめ認知件数は、小学校は22件、中学校は19件であり、いずれも解消率は100%であった。 ・いじめ発見のきっかけは、学校でのアンケート調査、本人又は保護者からの訴えによるものが多い。 ・いじめの態様としては、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。」が最も多い。 ・いじめた児童生徒に対しては、教職員が状況を聞いたうえで指導し、保護者へ報告している。あわせて、いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導を行っている。 ・いじめられた児童生徒については、教職員が継続的に面談してケアを行っている。また、グループ替えや学級替え等で対応することもある。 ・いじめ問題については、全ての学校で職員会議等を通じて職員間の共通理解を図っているほか、いじめ問題に関する校内研修の実施、道徳や

<p>(3)いじめ問題等に係る各関係機関の取組状況について</p>	<p>学級活動の時間における指導等を行っている。また、アンケート調査を全校で実施している。</p> <p>〈質疑応答〉</p> <p>新委員 いじめた児童生徒への対応の中で「いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導」というものがあるが、いじめた側の保護者が対応することはあるのでしょうか。</p> <p>会長 いじめた本人の謝罪は確実に行いますが、そのうえで、保護者も対応に加わることが多いと思います。いかがでしょうか。</p> <p>鈴木委員 小学校では、基本的に保護者も加わります。</p> <p>溝上委員 中学校も同様で、基本的には保護者も一緒に対応します。</p> <p>松井委員 いじめ認知件数の中で、同じ児童生徒が被害者になったり加害者になったりといったケースはあるのでしょうか。</p> <p>事務局 いじめに係る調査では、そこまでは把握できておりません。</p> <p>溝上委員 同じ年度内でいじめる側のメンバーが変わることがあるため、そうしたケースが生じる可能性はあります。</p> <p>会長 各関係機関の取組等について、説明をお願いします。</p> <p>(新明小学校の取組等について鈴木委員より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学期ごとに児童を対象としたアンケートを実施している。特に1学期は、保護者との個人面談を5月に行った後、児童対象のアンケートを実施し、回答内容等を基に、6月に担任と児童とで個人面談を行っている。アンケートは、学年で集計し担当職員が集約したうえで月1回行われる学校の生徒指導委員会に報告し、学年の実態に合わせた対応にいかしている。 ・児童向けアンケートでは把握できないことや家の様子から保護者が気付くこともあるため、保護者向けのいじめアンケート調査も実施している。 <p>(児童相談所の取組等について松井委員より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川越児童相談所では、児童虐待への対応業務が増えている一方、いじめや非行についての相談は以前に比べてほとんどない。教育サイドでの相談窓口や人権問題の相談体制が整ってきたことが理由と考えられる。 ・児童虐待の背景には、保護者の経済状況や社会からの孤立といった要因がある。また、虐待された児童が親になって虐待する側に回ってしまうという事例もある。子供が社会的に上手く対応できないパーソナリティ
-----------------------------------	---

であるために学校でいじめられてしまうケースも考えられることから、いじめの相談ではなくても、子供や家庭の抱える問題に個別に対応することで、学校や社会生活の中でより良い資質を発揮できるような環境を整えていくことが大切だと考えている。

(警察の取組等について持田委員より説明)

- ・小学校のいじめアンケートの中で、「いじめの例」として挙げられている行為のうち、「叩かれる」というのは暴行罪にあたり、怪我を負った場合は傷害罪になる。また、「金品をたかられる」というのは恐喝罪にあたる。このため、警察としては事件として処理していくことになる。
- ・事件性がある場合は、速やかに警察に相談していただきたい。なお、怪我をした場合、子供は新陳代謝が良く直ぐに治ること多いことから、傷等を見つけた際は、すぐに医師に診せるか写真を撮って現状を記録しておくことが大切である。また、メール等も直ぐに消さないで保存した状態で相談してもらえると対応がしやすい。

(法務局の取組等について神長委員より説明)

- ・内閣府「人権擁護に関する世論調査(平成24年8月調査)」では、子供に起きている人権問題として「いじめを受けること」を挙げた割合が76.2%と最も高いことから、いじめに関する問題が起きていることが分かる。学校におけるいじめに関する人権侵犯事件も増加傾向にある。
- ・主な取組として、法務局では、毎年1回全国すべての小中学生に学校を通じて「子どもの人権SOSミニレター(便箋兼封筒)」を配布しており、子供が相談したいことを書いて送れば法務局に届くようになっている。また、「子どもの人権110番」という無料の電話相談を設置しており、いじめ等の相談に対応している。ミニレターや電話での相談には、法務局職員や人権擁護委員が対応している。

〈質疑応答〉

会長 相談には、どのように対応していくのでしょうか。

神長委員 相談内容によって対応は様々です。教育委員会や児童相談所、警察等の関係機関と共同で事案に当たることもあれば、学校に確認を取ったうえで法務局が直接調査を行う場合もあります。

会長 他に何か質問はありますか。

金子委員 学校の取組について、児童生徒から担任の先生にSOSがあっ

た場合、先生によって捉え方に温度差があるのではないかと思います。学校でのアンケートは良い取組ですが、担任の先生が複数の先生と対応について検討することはあるのでしょうか。

溝上委員 基本的にはあります。白山中学校では毎月1回「学校生活アンケート」を実施しており、その中で少しでも気になる回答があれば、複数の職員で対応しています。

会長 南中学校でも、子供の示すサインについては、情報の共有化を図り、担任1人ではなく組織で対応していくということを基本としています。

(PTAの取組等について岡村委員より説明)

- ・いじめ対策については、PTA連合会としての取組はなく、各々の学校で取り組んでいる状況です。東中学校についていえば、PTAとしていじめに関して直接生徒に働きかける取組はありませんが、年に2回、東中学校に進学する新明小学校、新宿小学校、野本小学校と4校合同で、PTA、学校長、教頭等が集まる会議があり、各校での子供達の様子等を情報共有する機会としている。

(主任児童委員の取組等について吉澤委員より説明)

- ・いじめに関しては、4月に教育委員会指導主事より現状等について講演をいただき、理解を深める機会とした。
- ・「地域の子育てサロンに参加し、母親たちの生の声を聞く。」、「登下校時の見守り隊や読み聞かせボランティアに参加し、小学生と触れ合う。」、「地区懇談会・連絡協議会に出席し、先生や保護者と情報交換する。」、「新任の学校長及び教頭先生、幼稚園・保育園・学童を訪問し、話を伺う。」、「学校の式典や催しに出席する。」といった取組を通じて、地域の各主体と話しやすい顔見知りの関係を作れるよう地道に活動を続けている。こうした取組の中で、例えば、保護者から「いじめがあるようだ」という情報提供があった後、登下校時の様子などからいじめがあると確認し、学校に連絡したケースもある。

(今回の会議にあたって、主任児童委員がいじめについて話し合った際に出された意見を宮林委員が紹介)

- ・いじめには万全の対策はなく、基本的になくなる。このため、大人が学校で「いじめは絶対だめ、許さない」と強く言う程、いじめは深く

(4) その他	<p>狭く潜行していくのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちは「この先生に話したら分かってくれる」、逆に「この先生に話したらだめなんじゃないか」という考えを持っていて、話しても無駄だと思えば言わない。このため、アンケートに書けない悩みを子供たちが持っているということを大人は知るべき。ネットで行われるいじめは子供が声を上げなければ分からないが、思春期の子供は親にも相談したくない年頃でもあるため、「いじめられるのは自分が悪いのではないか」という思いに陥ってしまうことが考えられる。 ・いじめている側を厳しく指導するだけでは解決しないのではないか。いじめている側に寄り添って「何故いじめてしまうのか」ということを聞いてあげる体制が必要ではないか。
	<p>(南中学校の取組等について江口会長より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを許さない土壌を生徒の自主的な活動の中で生み出し、意識を高めていく取組が必要との考えから、生徒会の本部役員を中心として生徒が目指す4つの学校像（普段の生活を誇れる学校・生徒全員が団結できる学校・地域に貢献できる学校・協力しあい笑顔あふれる学校）を定め、「エコキャップ運動を通じた温かい心の育成」、「中庭レクリエーションによる他学年との交流」、「ロードサポート事業（ボランティア清掃活動）を通じた心の豊かさの醸成」等の取組を生徒会主体で実施した。
	<p>会長 その他、何かご意見等はございますか。</p>
	<p>溝上委員 いじめ等の対応について、学校は保護者と連絡を取り合っ解決することが多いのですが、民生委員・児童委員など地域の第三者の協力を得たい場合、守秘義務により情報の伝達が難しいという課題があります。</p>
	<p>吉澤委員 民生委員・児童委員にも守秘義務があるため、連絡会議の中で具体名を挙げる学校もあります。お互い守秘義務は必ず守るという確認のもと、名前や住所の提供を受ける場合があります。</p>
<p>会長 南中学校では年2回、民生委員・児童委員との連絡会議があります。いじめに限りませんが、守秘義務があると確認した上で、</p>	

